

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、佐賀市長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成30年7月3日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量(数値地形図データファイルの更新に係る写真測量)
- 2 作業期間 平成30年6月5日から平成31年3月22日まで
- 3 作業地域 佐賀市